

令和 8 年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託仕様書

1. 業務名

令和 8 年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託

2. 委託期間

契約を締結した日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3. 業務の目的

奈良県広域水道企業団は奈良県と 26 市町村で構成され、これまで個別に運営されていた水道事業等と奈良広域水質検査センター組合の水質検査業務を統合し、構成市町村内のご家庭等に水道水をお届けする水道事業と奈良市・葛城市に対して水道用水を供給する事業を令和 7 年 4 月から開始し、住民の皆さまに安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを使命として、連携して広域で水道施設の老朽化対策や広域化整備、財政基盤の強化などに取り組んでいる。

奈良県広域水道企業団が設立し 1 年が経ったことから、これを契機に、奈良県広域水道企業団の成り立ちや水道事業等についてまとめた動画を作成・公開し、動画視聴者に対して次に掲げる項目をわかりやすく伝えることで、奈良県広域水道企業団が行う事業への理解を促す。

- ① 奈良県広域水道企業団の成り立ち
- ② 多くの技術者の知恵に基づく奈良県広域水道企業団が提供する水道水の素晴らしさ
(清浄・安全・安心・安価・良質)

4. 委託業務の内容

(1) 企画立案

①～④の事項とプロポーザルでの企画提案内容を基に、発注者と協議のうえ内容を決定し、タイトル・シナリオ・ナレーション・字幕（テロップ）・絵コンテ等を作成すること。

① 動画活用場面の想定

- ア 学校現場での副教材として使用
- イ 浄水場見学やイベント等での上映に使用
- ウ 県民全体に向けたホームページ上での PR として使用
- エ 職員採用活動での PR として使用

② 動画の視聴対象

できるだけ多くの県民に見ていただくことができるよう、3 種類の視聴対象を提案し、設定すること。

(例) ①小学生以下、②中高生、③大人

③ 動画再生時間

対象ごとにそれぞれ 15 分～25 分程度

④ 動画の構成要素

- ア 奈良県広域水道企業団の成り立ち

イ 浄水場での浄水過程（ダム等～家庭）

ウ 奈良県広域水道企業団の仕事

エ 水の大切さ 等

※これは要素の例示であり、効果的な情報発信となるよう、項目の構成、順序、表現方法等については企画提案を行うこと。

（２）撮影・映像作成・映像調達

① 撮影・取材場所

奈良県広域水道企業団施設（浄水場等）、水源地（県内の山、川、ダム）等

② 留意事項

- ・「４．（１）企画立案」の内容に基づき、撮影や取材、映像作成を行うこと。
- ・必要に応じ、既存の動画素材や画像の使用を認めるものとする。撮影や取材、映像作成にあたっては、下記ア、イの事項に留意すること。

ア 撮影等における工夫

最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫すること。

イ 撮影等に係る謝礼、権利関係等

撮影や映像作成、映像調達において発生する使用料、出演料、謝礼、施設入場料、交通費等の経費は、すべて委託料に含まれるものとする。また、制作された動画を発注者ホームページ、YouTube等の媒体で配信することについて、出演者や協力者等から同意を得るとともに、肖像権・著作権処理を行うこと。この場合、使用期間を設けないこと。

（３）編集

映像の加工と編集、BGM等の音声やナレーション、テロップ（字幕）の挿入等の編集作業を行うこと。発注者による内容確認と修正指示への対応を経て動画の完成とすること。

なお、動画の仕様等は下記のとおりとする。

① 動画再生時間

「４．（１）③動画再生時間」に記載のとおり。

② 視聴対象に応じた工夫

３本の動画は、基本的に構成や映像を同じものとして構わないが、「４．（１）②動画の視聴対象」にあわせて、使用する映像やアニメーションを変えたり、ナレーションの表現やテロップ（字幕）の入れ方、キャラクターや絵図などのアニメーションの使い方を工夫したりするなど、視聴者が正しく理解でき、なおかつ最後まで見る気を起こさせるよう工夫すること。

③ 動画の使用期間等

使用期間は設けないこととする。

（４）動画の周知方法の提案等

より多くの方の目にとまるよう視聴者を動画へ誘導する方法（周知方法）を提案し、委託業務に含めて実施すること。

（５）進捗報告及び打合せ

本業務を円滑に遂行するため、月１回程度を目安として定期的な打合せを行い、業務の進捗状況等について報告及び協議を行うこと。また、１２月中を目途にサンプル映像を提出し、その内容について発注者と協議を行うこと。

（６）成果物の納入

成果物は下記のとおりとする。

- ① Web 掲載及び PC・スマートフォン・タブレット再生用データ
 - ・保存媒体 DVD ２枚
 - ※ファイル形式の詳細は別途協議のうえ決定すること。
- ② その他成果物
 - ・ナレーション原稿
 - ・動画制作に使用した編集前の動画や映像素材
(保存媒体：DVD １枚)
- ③ 納品場所
〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404 番地 7
奈良県広域水道企業団総務課

５．提出書類等

本件受託者は、下記の書類を作成し提出するものとする。

（１）業務実施計画書

本件受託者は、本業務受託決定後、業務着手に先立ち発注者と協議・調整のうえ速やかに業務実施計画書を作成し、提出するものとする。業務実施計画書には、本業務の実施方法、業務工程表及び業務従事者の氏名を記載すること。

（２）業務実施報告書

本件受託者は、本業務完了後、速やかに業務実施報告書を提出すること。業務実施報告書は、本業務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。

なお、発注者は業務実施報告を受けた場合、書類内容の審査及び報告を求めることができ、また、事業場への立ち入りや帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができるものとする。

（３）議事録

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るために当企業団と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、その内容について議事録を作成し、提出するものとする。

６．貸与資料

本業務を実施するうえで必要な行政資料は、発注者が貸与するものとする。本件受託者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、

発注者の許可なく他に公表、貸与してはならない。本業務の完了後は、ただちに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

7. 秘密の遵守

本件受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても他に漏らしてはならない。発注者より貸与された資料および成果物については、本件受託者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

8. 第三者の権利侵害の禁止

本件受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、本件受託者の責任、負担において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

なお、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、発注者が成果物をいかに使用しても第三者からの権利主張がない状態で納品し、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は本件受託者が行うこと。

9. 著作権の帰属

この契約により制作される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は当企業団に帰属するものとし、著作権譲渡に関する経費は、契約額に含む。
- (2) 当企業団は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、当企業団は責任を負わないものとする。

10. その他の事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別紙1「個人情報取扱特記事項」について留意すること。

(2) 委託料について

業務の実施及び報告書作成に要する全てに係る費用は、委託料に含むものとする。

なお、本業務完了後、実施に要した経費に基づき精算を行うものとする。

(3) 再委託について

受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を提出し、あらかじめ当企業団の承認を得なければならない。

(4) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務の実施に当たっては、当企業団のセキュリティポリシーを遵守すること。

特に、別紙2「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ当企業団職員と協議の上、承認を得ること。

(6) その他

本業務の実施に当たっては、当企業団職員の指示に従うこと。また、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、当企業団職員と協議すること。

<別紙 1 >

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別紙2>

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、当企業団のセキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS認証又はプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託先が個人情報等を取り扱う場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS認証又はプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること）。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故又はそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。

- ・ 送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・ 外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・ 機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 当企業団の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 当企業団の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、当企業団の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が

適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 1 1 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第 1 2 発注者又は受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。